

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 30 年 10 月 23 日から 平成 40 年 10 月 22 日まで

基 監 発 1023 第 1 号
平成 30 年 10 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の
特徴的な事例について（情報提供）

標記について、別添のとおり、全国社会保険労務士会連合会会長あて周知依頼
を行ったので、了知されたい。

都道府県社会保険労務士会等から本件依頼について問い合わせがなされた場
合には、別添依頼文書の別紙記載の事例を参考に、社会保険労務士が中小企業・
小規模事業者からの相談業務を行う際、長時間労働の背景に取引条件上の問題
が認められる事案を把握した場合には、相談者に対し、公正取引委員会・中小企
業庁の相談窓口を積極的に紹介いただくよう周知されたい。

基 監 発 1018 第 1 号
平成 30 年 10 月 18 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の
特徴的な事例について（周知依頼）

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、第 196 回通常国会において可決・成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）が本年 7 月 6 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されることとなったところです。

改正法の審議において衆議院で採択された附帯決議では、「中小企業・小規模事業者における働き方改革の確実な推進を図る観点から、（中略）下請企業等に対して著しく短い納期の設定や発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底すること」が盛り込まれ、中小企業等における「働き方改革」の実現に向け、商慣習の見直しや取引条件の適正化についても一層の取組が求められています。

つきましては、労働基準監督署において把握した親事業者等による極端な短納期発注による長時間労働の特徴的な事例を別紙のとおり取りまとめましたので、各都道府県社会保険労務士会及び同会会員に周知いただき、中小企業等の経営者からの相談業務において、これらの事例に類する問題が認められた場合に、相談者に対して別添の相談窓口を御紹介いただくことについて、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

短納期発注による長時間労働の特徴的な事例

はじめに

中小企業・小規模事業者において「働き方改革」を進めていくためには、大企業等の「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せに対する懸念に、しっかりと対応していくことが必要です。

以下の事例は、労働基準監督署において下請事業者に対する監督指導を実施した結果、違法な長時間労働等の労働基準関係法令違反が認められ、その背景に、親事業者等による極端な短納期発注等、下請法等の違反が疑われる特徴的な事例を取りまとめたものです。

厚生労働省では、このような事案について、下請法等の違反行為に対する指導を担当する公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度を設けており、取引条件の改善など中小企業・小規模事業者が「働き方改革」に取り組みやすい環境づくりに向けて、関係省庁と連携した取組を行っています。

中小企業・小規模事業者から労務管理の改善に関するご相談がなされた際に、ご相談者の職場で見られる長時間労働の背景に、以下の事例に類する取引条件上の問題が認められた場合には、別添の相談窓口をご紹介しますようお願いいたします。

1 年度末に合わせた急な発注への対応により特定の技能労働者が長時間労働

【地 域】 関東 【下請事業者の業種】 土石製品製造業

【キーワード】 季節業務

【概 要】

年度末に合わせた特定の製品の納品を条件とする急な発注があり、事業場に1名しかいない当該製品の製造技能を有する労働者に月80時間を超える長時間労働が生じた。

2 工事現場の工期設定が短いため、複数の労働者が長時間労働

【地 域】 関東 【下請事業者の業種】 金属製品製造業
(機械器具設置工事業)

【キーワード】 建設工事

【概 要】

建設工事の元方事業者による工期設定が短いため、機械器具を自社工場で製造し、工事現場に設置するまでの期間も短くなっていることが原因で、複数の労働者に月100時間を超える長時間労働が生じた。

3 コンビニ向け商品の発注が頻繁に納期直前に行われたため、複数の労働者が長時間労働

【地 域】 甲信越 【下請事業者の業種】 食料品製造業

【キーワード】 季節業務

【概 要】

大手コンビニエンスストアの夏季向け商品を新規受注したが、納期直前の発注にもかかわらず、欠品すると即取引停止という厳しい条件であったことから、多数の労働者に月 80 時間を超える長時間労働が生じた。

4 年度末に発注される公共工事への対応により、多数の労働者が長時間労働

【地 域】 中国 【下請事業者の業種】 金属製品製造業

(機械器具設置工事業)

【キーワード】 季節業務 建設工事 官公庁発注

【概 要】

官公庁から公共施設の整備を受注した建設会社からの発注により、毎年 12 月から 3 月にかけて、施設に据え付ける器具の製造・設置工事が集中し、この時期に多数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

5 特殊な制御盤の部品の製造を短納期で受注し、複数の労働者が長時間労働

【地 域】 近畿 【下請事業者の業種】 電気機械器具製造業

【キーワード】 多品種少量生産

【概 要】

親事業者から設計・製作を請け負っている特殊な自動制御盤の部品について、指示内容の頻繁な変更により、設計部門と製造部門の複数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

6 荷主の発注が納期直前のため、計画的な人員配置ができず、複数の労働者が長時間労働

【地 域】 中国 【下請事業者の業種】 陸上貨物運送業

【キーワード】 運送業務

【概 要】

荷主からの発注が納期直前であるため、月単位での運行計画によるドライバーの計画的な人員配置を行うことができず、複数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

7 ゲームアプリのCG製作が短納期のため、多数の労働者が長時間労働

【地域】 関東 【下請事業者の業種】 ソフトウェア業

【キーワード】 メディア・ゲーム・ソフトウェア関連事業

【概要】

スマートフォンのゲームアプリ等の動画制作を受注した会社からコンピュータグラフィック（CG）の制作の発注を受けたが、短い期間での納品を指定されたため、多数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

8 河川改修工事に伴う設計等の業務が短納期で集中したため、複数の労働者が時間外労働

【地域】 甲信越 【下請事業者の業種】 土木工事の専門調査業

【キーワード】 建設工事 官公庁発注

【概要】

河川改修工事に伴い、設計等業務を受注した設計事務所からその一部について発注を受けた建設コンサルタントにおいて、工事費の積算資料を2週間以内と短い期間に官公庁に提出する必要があったことから、本社からの応援社員も加わり対応したものの、複数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

9 ゲーム機の組立作業が短納期であり、組立ラインの労働者が長時間労働

【地域】 東北 【下請事業者の業種】 電子機器用・通信機器用
部品製造業

【キーワード】 メディア・ゲーム・ソフトウェア関連事業

【概要】

ゲーム機の組立工場において、親事業者からゲーム機を3日で納品するよう指示される発注が繰り返し行われたため、組立ラインの複数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

10 大手スーパーのPB商品の製造が短納期のため、複数の労働者に長時間労働

【地域】 関東 【下請事業者の業種】 食料品製造業

【キーワード】 PB商品

【概要】

大手スーパーマーケットから請け負っているプライベート・ブランド（PB）商品の製造について、納品までの期間が短いため、複数の労働者に月 100 時間を超える長時間労働が生じた。

11 ソフトウェア開発の納期までの期間が短縮され、多数のSEが長時間労働

【地域】 関東 【下請事業者の業種】 情報処理サービス業

【キーワード】 メディア・ゲーム・ソフトウェア関連事業

【概要】

大手電機メーカーの下請として無線等のソフトウェア開発を行っているが、従来は1年であった各種案件の開発期間が半年に短縮されたため、多数のシステム・エンジニアに月100時間を超える長時間労働が生じた。

12 多品種少量生産の機械を短納期で受注し、複数の労働者が長時間労働

【地域】 北陸 【下請事業者の業種】 金属加工機械製造業

【キーワード】 多品種少量生産

【概要】

親事業者から製造を請け負っている金属加工装置は多品種少量生産であるにもかかわらず、短期での納品を指定されていることから、製造ラインの複数の労働者に月100時間を超える長時間労働が生じた。

13 親事業者からの資材提供の遅れにより納期が逼迫し、複数の労働者が長時間労働

【地域】 近畿 【下請事業者の業種】 精密機械器具製造業

【キーワード】 構内下請

【概要】

検査装置等の精密機器を製造する構内下請として製造工程を請け負っているが、親事業者からの資材の供給が所定の時刻から大幅に遅れるため、製造開始が終業時刻間際となることが頻繁にあるにもかかわらず、当初の納期を遵守することが求められることから、複数の労働者に月100時間を超える長時間労働が生じた。

14 荷主からの当日発注に備えた待機により、ドライバーが長時間労働

【地域】 中国 【下請事業者の業種】 一般貨物自動車運送業

【キーワード】 運送業務

【概要】

建設資材や塗料製品等の運送業務を行っているが、荷主から当日に発注があるため、これに備えてドライバーを待機させざるを得ないなどの事情により適正な運行計画を作成することが困難であり、特定のドライバーに月200時間を超える長時間労働が生じた。

公正取引委員会・中小企業庁の連絡先一覧

連絡先	管轄区域
(公正取引委員会)	
※ 地方事務所等については、優越的地位の濫用規制の御相談は取引課、下請法の御相談は下請課へ御連絡ください。	
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎 6 号館 B 棟 TEL03(3581) 3375 (直) https://www.jftc.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
北海道事務所 取引課・下請課 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 TEL011(231) 6300 (代)	北海道
東北事務所 取引課・下請課 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 TEL022-225-7096 (取引課) 022(225)8420 (下請課)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部事務所 取引課・下請課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 TEL052(961)9423(取引課) 052(961)9424(下請課)	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿中国四国事務所 取引課・下請課 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 TEL06-6941-2175 (取引課) 06(6941)2176 (下請課)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 取引課・下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 TEL082(228)1501 (取引課) 082(228)1520 (下請課)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
近畿中国四国事務所四国支所 取引課・下請課 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 TEL087(811)1754 (取引課) 087(811)1758 (下請課)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州事務所 取引課・下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 TEL092(431)6031 (取引課) 092(431)6032 (下請課)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL098(866)0049(直)	沖縄県

連絡先	管轄区域
(中小企業庁)	
中小企業庁事業環境部取引課 〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1 TEL03 (3501)1669(直) http://www.chusho.meti.go.jp/	/
北海道経済産業局 産業部中小企業課 〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 TEL011 (709)1783(直)	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 TEL022(222)4922(直)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部適正取引推進課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL048(600)0325(直)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部下請代金検査官室 〒460-8510 名古屋市中村区名駅南 4-1-22 TEL052(589)0170(直)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局 産業部下請取引適正化推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 TEL06(6966)6037(直)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 産業部下請取引適正化推進室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 TEL082(224)5745(直)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 TEL087(883)6423(直)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL092(482)5450(直)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL098(866)1755(直)	沖縄県